感染性廃棄物の排出から処理まで

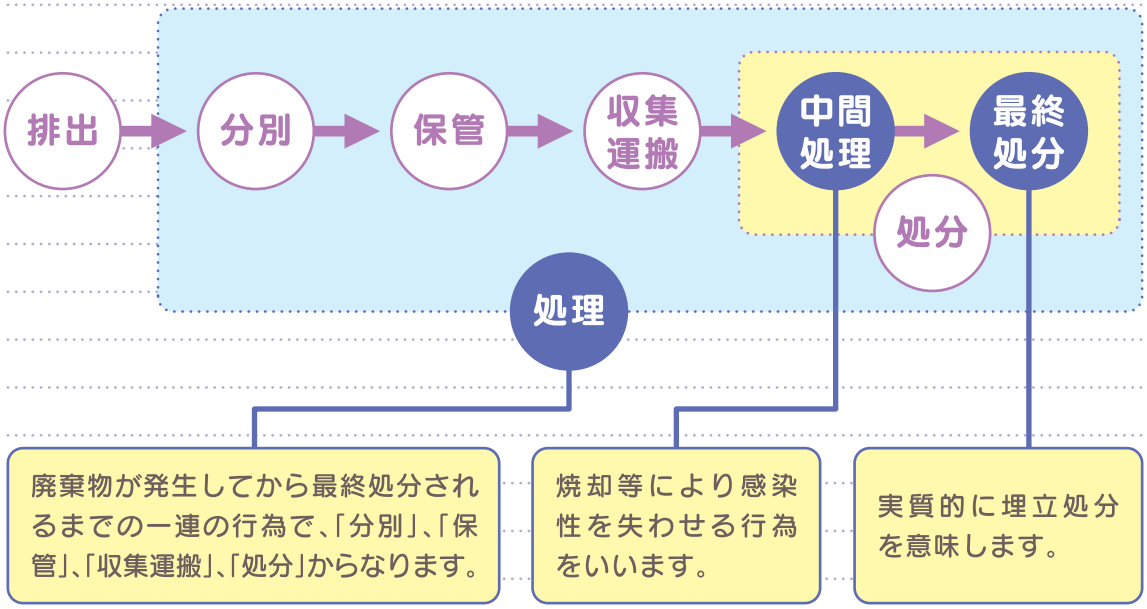

1 感染性廃棄物を排出した医療機関は、法に基づいた分別・保管をする必要があります。

参照 → 4 感染性廃棄物の分別・保管方法 6ページ

2 感染性廃棄物の処理を委託する場合は、まず処理できる「処分業者」を決め、その後に医療機関から「処分業者」まで収集運搬できる「収集運搬業者」を決める必要があります。

参照 → 5 感染性廃棄物の処理方法 7ページ

STEP 1 許可業者を選ぶ

3 業者を決めた後は委託契約書を書面で締結し、実際に処理する時はマニフェストを交付しなければなりません。

参照 → 5 感染性廃棄物の処理方法 8～9ページ

STEP 2 契約を締結する

STEP 3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する

④ 感染性廃棄物の分別・保管方法

（参　照）
法第12条の２第２項

●感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して保管し、関係者以外立ち入れないようにすること

●保管場所には周囲に囲いが設けられ、下記のような掲示板を掲げていること

60cm以上

60cm以上

特別管理産業廃棄物保管場

廃棄物の種類　感染性廃棄物

管 理 者 氏名　福岡 太郎

管理者連絡先　092-○○○-××××

注 意 事 項　関係者以外
立入禁止

●感染性廃棄物は、下記のように性状に応じて適切な（密閉できる、収納しやすい、損傷しにくい）保管容器を使用してください。一括梱包する場合は、感染性廃棄物の性状に応じた材質等をあわせ持つものを使用してください。

❶ 液状又は泥状なもの ―― 密閉容器
❷ 固形状のもの ―― 丈夫なプラスチック袋を二重にしたもの又は堅牢な容器
❸ 鋭利なもの ―― 耐貫通性のある堅牢な容器

●保管容器には感染性廃棄物であることを関係者が認識できるように、全国共通のバイオハザードマークを付けることを推奨します。

❶ 液状又は泥状なもの（血液等） ―― 赤色
❷固形状のもの（血液等が付着したガーゼ等） ―― 橙色
❸ 鋭利なもの（注射針等） ―― 黄色

バイオハザードマーク

非感染性廃棄物であっても、外見上感染性廃棄物と区別がつかないことが多いので、右記の非感染性廃棄物ラベルを保管容器に貼り付けることを推奨します。

非感染性廃棄物	
医療機関等名	
特別管理産業廃棄物管理責任者	
排出年月日	

非感染性廃棄物ラベルの例

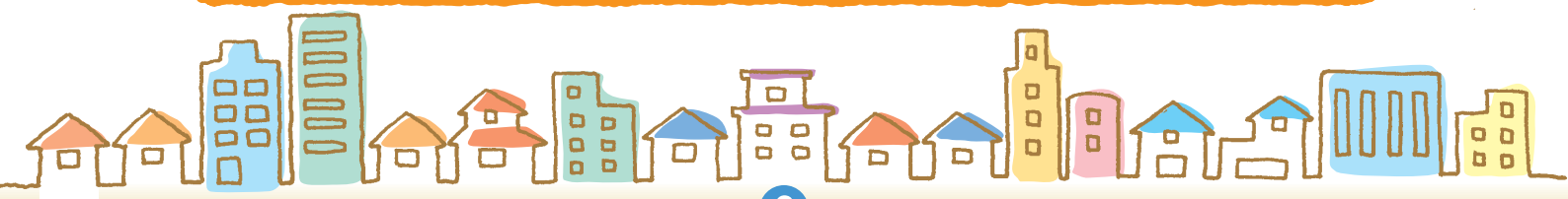

5 感染性廃棄物の処理方法

（参　照）法第12条の2第3、4項

●事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりませんが、自ら処理を行わない場合は許可を受けた処理業者に処理を委託する必要があります。

●処理を委託する場合は、次のSTEP❶～STEP❹に気を付けてください。この4点を違反し、委託した感染性廃棄物が不法投棄された場合、原状回復等の措置命令の対象になる可能性があります。

STEP 1 許可業者を選ぶ

●感染性廃棄物の処理業者は、廃棄物を収集・運搬する「収集運搬業者」と、それを焼却などする「処分業者」に分かれます。

収集運搬業者選択のポイント

●感染性廃棄物の品目について、許可を取っているか？

●感染性廃棄物の積み降ろしを行う区域を管轄する自治体の許可を取っているか？

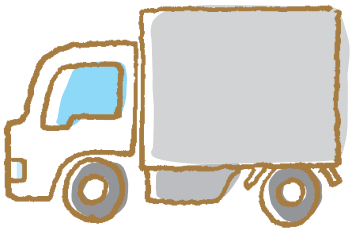

処分業者選択のポイント

●感染性廃棄物の品目について、許可を取っているか？

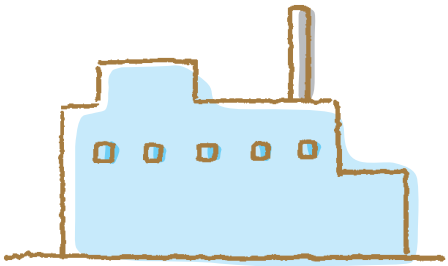

※福岡市の処理施設は感染性廃棄物を受入れしておりません。

感染性廃棄物を処理できる「処分業者」を決定した後は、医療機関から「処分業者」まで運搬できる「収集運搬業者」を決定する必要があります。

●許可業者を選んだあとは、委託しようとする感染性廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、当該感染性廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書で業者に通知しなければなりません。（法施行令第６条の６第１項参照）

STEP 2 契約を締結する

●収集運搬業者と処分業者を決定した後は、それぞれ別々に必ず書面で契約し、契約書は５年間保存する必要があります。（収集運搬業者と処分業者が同一の場合は、一つの契約でかまいません）

契約書には許可証の写しを添付する必要がありますが、以下の部分を特に確認してください。

❶ 許可の自治体名
収集運搬契約の場合、感染廃棄物の積み降ろしを行う区域を管轄する自治体の許可証を添付しているか

❷ 許可証の有効期限
契約書の委託期間と許可証の有効期間が一致しているか

❸ 許可の区分
感染性廃棄物が許可証の品目の中にあるか

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

❶ 福岡市長　○○ ―― 積み降ろしを行う区域の許可を得ているか

❷ 許可の年月日
許可の有効期限 ―― 契約書の委託期間を充たしているか

❸ 品目：感染性廃棄物 ―― 感染性廃棄物が品目の中にあるか

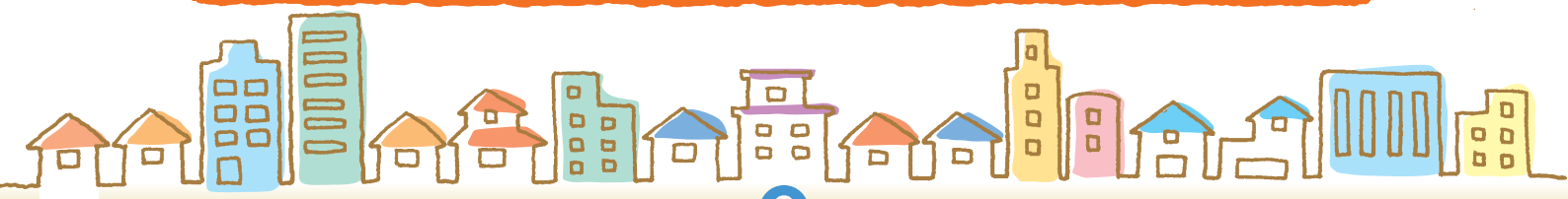

他人に委託して産業廃棄物を処理する場合の流れ

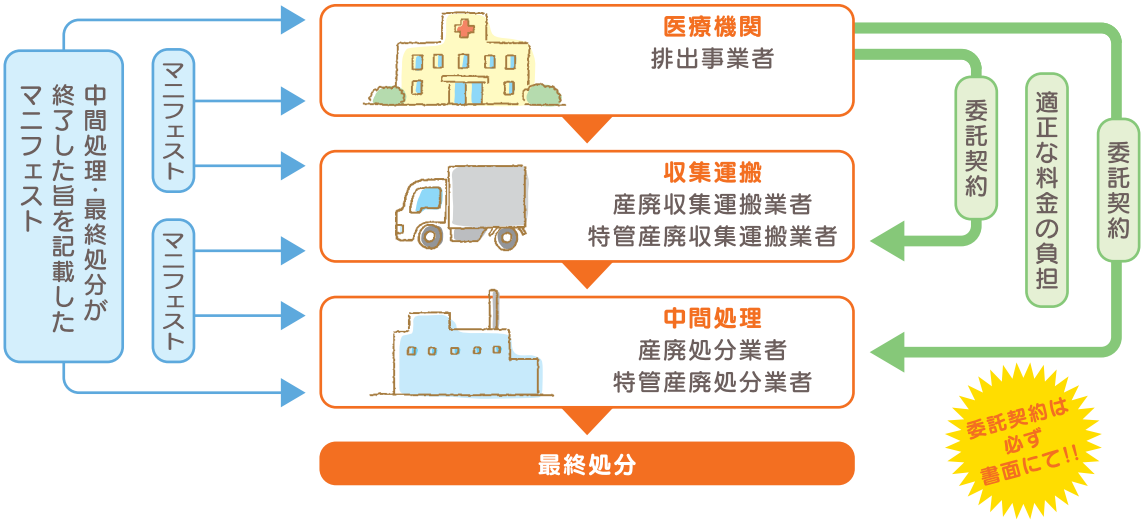

STEP 3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する

●マニフェストは宅配便の伝票のようなもので、処理を委託した感染性廃棄物が適正処理されたことを確認する仕組みになっており、処理終了後５年間保存しなければなりません。

票の種類	趣 旨	ル ー ト	交付日からの送付期限
A	控え		
B１	運搬終了	収集運搬業者保管	
B２	運搬終了	収集運搬業者 → 排出事業者	交付の日から60日(注)
C１	処分終了	処分業者保管	
C２	処分終了	処分業者 → 運搬事業者	
D	処分終了	処分業者 → 排出事業者	交付の日から60日(注)
E	最終処分終了	処分業者 → 排出事業者	交付の日から180日

(注)感染性廃棄物の場合

医療機関はマニフェストにより感染性廃棄物が最終処分まで適正に処理されたかを確認し、マニフェストが上記表の送付期限内に戻ってこない場合は、運搬又は処分の状況を把握し、生活環境保全上の支障除去又は発生防止のために必要な措置を講ずるとともに、福岡市長に報告しなければなりません。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書を福岡市に提出してください。

●産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、感染性廃棄物をはじめとした産業廃棄物を排出した事業者が、前年度一年間に交付したマニフェストの交付等状況について、毎年６月30日までに福岡市長へ提出するものです。

届出様式や記載例については、下記URLをご覧ください。
http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/sanhai/life/014.html

電子マニフェストの利用を検討してください。

●電子マニフェストとは、(財)日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターを介して、紙マニフェストにかわって情報のやりとりをするものです。

❗ 電子マニフェストを利用する場合は、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が加入する必要があります。

電子マニフェストのメリット

❶ 事務の効率化
- マニフェストの５年間保存が不要
- 廃棄物の処理状況の確認が容易
- 事務の効率化による人件費の削減

❷ 法令遵守
- マニフェストの記載漏れを防止
- 委託した廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止

❸ データの透明性
- マニフェスト情報は情報処理センターが管理･保存
- マニフェストの偽造防止

❹ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要
- 電子マニフェスト利用分は、情報処理センターが排出事業者に代わって福岡市長に報告

パンフレットに関するお問い合わせは

福岡市環境局循環型社会推進部産業廃棄物指導課
〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目８番１号
TEL 092-711-4303　FAX 092-733-5710
http://www.city.fukuoka.lg.jp/

詳しくは下記環境省ホームページをご覧ください。
「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」
http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=4791

●発行：平成21年1月
再生紙